

## 平成28年度第2回岐阜県防災会議原子力専門部会 議事録

### ◆ 日時

平成29年 3月23日 14:00～15:30

### ◆ 場所

岐阜県防災交流センター 1階 大会議室

### ◆ 出席者

<委員 (50音順) >

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授 (部会長)  
高橋 径夫 揖斐川町参与兼総務部長  
八田 善明 岐阜県消防長会副会長・可茂消防事務組合消防本部消防長 (代理出席)  
馬渕 尚樹 大垣市生活環境部長兼危機管理監 (代理出席)  
山澤 弘実 名古屋大学大学院教授  
山本 章夫 名古屋大学大学院教授  
渡邊 健彦 岐阜県農業協同組合中央会常務理事 (代理出席)

<オブザーバー (50音順) >

木村 隆一 内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付原子力防災専門官  
高岡 章 原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官

<岐阜県 (事務局) >

市川 篤丸 危機管理部長  
井川 孝明 危機管理部次長  
三宅 誠樹 危機管理部危機管理政策課原子力防災室長  
棚橋 幸治 危機管理部危機管理政策課原子力防災係長  
丹羽 貴士 危機管理部危機管理政策課原子力防災係主事  
鷺見 和良 健康福祉部医療整備課主任

○三宅危機管理部危機管理政策課原子力防災室長

ただ今から平成28年度第2回岐阜県防災会議原子力専門部会を開催いたします。私は、危機管理政策課原子力防災室長の三宅と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、専門部会の開会にあたりまして、危機管理部長の市川からごあいさつさせていただきます。

○市川危機管理部長

みなさんこんにちは。危機管理部長の市川でございます。委員の皆様方には年度末のご多忙の中、専門部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろ、当県の原子力防災体制につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。さて、皆様もご承知のとおり、昨年10月に、県境から28kmの位置にあります福井県の美浜発電所3号機の原子炉設置変更の許可がされました。これを受けまして、昨年11月に、今年度の第1回専門部会を開催させていただきました。先の専門部会では、美浜発電所の審査内容や安全対策について、国や事業者からご説明いただき、課題や疑問点についてご議論いただき、限られた時間の中で皆様方から貴重なご意見をいただきました。本日は、国や県の組織改正等に伴います県地域防災計画の修正についてご審議をいただきますほか、今年度の県の原子力防災対策に係る取組みの中で、特に昨年11月に実施をした「原子力防災訓練」と、現在作成しております「原子力災害医療マニュアル(案)」についてご報告をさせていただきます。本日も、委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○三宅危機管理部危機管理政策課原子力防災室長

続きまして、本日の出席委員でございますが、お手元の出席者名簿により、ご紹介を代えさせていただきます。なお、本日はオブザーバーとして、内閣府原子力防災専門官の木村様、原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官の高岡様にご出席いただいております。それでは、以後の進行は部会長の井口先生をお願いいたします。

○井口部会長

はい。私の方で議事を進めて参りたいと思います。

議事に入ります前に、いつものことですが、傍聴の方をお願いいたします。傍聴の方には、事前にお配りしておりますお願い文書に記載しております事項について、ご留意をお願いしたいと思います。

はい、それでは本日の議事に移ります。本日は、只今市川部長の方からご挨拶がありましたように、地域防災計画の修正案についてご審議いただくという他に、県の原子力防災対策に関わる取組みについてご報告を受けまして、皆様方からのご意見、あるいはご助言を頂ければと思います。これまで同様に忌憚のないご意見をいただければありがたいと思います。

では、まず最初、本日の議題の議事次第の議題1ですけれども、岐阜県地域防災計画の修正についてということで、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

## ＜岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正について＞

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

はい。私は原子力防災室の棚橋と申します。私の方から県地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。

資料といたしましては、資料1-1と資料1-2をお手元にご用意しておりますが、資料1-2の新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

まず、改正点でございますが、2つ目の欄の第5節「計画の基礎とするべき災害の想定」の1（1）の「本計画で対象とする原子力事業所」のうち、高速増殖原型炉もんじゅにつきましては、昨年12月21日の原子力関係閣僚会議において、廃止方針、廃止措置方針が決定されましたので、その旨を記載することといたします。

また、国や県の組織改正に伴う修正も行います。3つ目の欄のうち、「専門家等の移送体制の整備」という項目をご覧ください。昨年4月に国立研究開発法人の放射線医学総合研究所の名称が変更され、日本原子力研究開発機構の一部を移管統合して、量子科学技術研究開発機構が発足したことを踏まえまして、修正を行います。

また、2ページ目をご覧ください。一番上の緊急対策チームの事務分掌等のうち、緊急対策チームの構成班について、来年度の県の組織改正を踏まえまして、地域福祉国保班を健康福祉政策班と地域福祉班に、県民生活相談センター班を県民生活班に修正いたします。

この他、字句の修正や記載内容の適正化など所要の修正を予定しております。

なお、昨日開催されました原子力規制委員会におきまして、この県の地域防災計画の基本となります、国の原子力災害対策指針が改正されましたので、それに伴います原子力災害対策特別措置法の施行令の改正の動向などを踏まえながら、来年度に計画も修正して参りたいと考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○井口部会長

はい。ありがとうございます。ただ今ご説明がありました資料1-2ですけれども、実際にはお手元の分厚い方の災害対策計画の方の抜粋、原子力関係の部分の抜粋の内容になってございます。今のご説明につきまして、何かご質問とかコメントございませんでしょうか。

いかがでしょうか。2枚目の組織変更ということでチームがより細分化されているということですが、従来の役割分担から言うにご担当されている方の負担というのが減るということなんでしょうか。それかあるいは、より細分化されたという、そういうふうにご考えていかどうか。細分化した効用というのを少し追加で説明いただけませんか。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

はい。今回の県の組織改正で、地域福祉国保班のうち、国保の部分が、健康福祉政策班の中に移ることになり、避難所支援チームでは福祉避難所等の支援などの役割を担うこととなります。今まで1つの班でやっていましたが、県の組織改正を踏まえて、2つの班に分かれることとなります。あと、県民生活相談センター班については、今までも県民の相談、窓口を担っていた部署があったんですが、それに加えて県の本庁の組織にも県民生活を担当する課を置くこととなったため、窓口を担うセンターを含めて、県民生活班という

名称に修正します。

○井口部会長

はい。ありがとうございます。防災というのは非常に息の長い業務だと思いますので、たくさん役割分担を増やしていくときめ細かい対応は効くんだけれども、いわゆる技術継承とか、どの継承で、どっかで穴が開いてて本来はここだったとか、そういうなんか齟齬がないようなところを実際現場の方ではお考えいただいて、訓練等で補っていただけると良いかなと思います。

○山澤委員

A3の資料の1枚目の、名前だけなんですけれども、従来の放射線医学総合研究所のところが量子科学技術研究開発機構に変わったということで、この機構自体は従来の放医研と旧原研の核融合、それから放射線が合わさった3倍くらいの組織になっていると思うんですけれども、その中で緊急時に対応するのは放医研だけだということだと思うので、どちらかと言うと、これだと見目が分かりにくいかなと。放医研部門だけが関係することなので、もし書けるのであれば括弧書きなのか、あるいは、放射線医学総合研究所まで書いた方が親切なのかなと言うのが第1点です。

それから、2枚目の方で、下側で、第4節緊急時モニタリングで、ヨウ素の吸入による内部確認を1週間以内を目途に行うというのがありまして、これというのはマニュアルの方でこういうふうにやりますともう作ってあるものでしたでしょうか。以上2点について教えていただきたい。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

まず、1つ目の量子科学技術研究開発機構の件でございますけれども、先生が仰られたように、放医研は機構の一研究部門になっておりまして、実際には放医研が対応することになるということなんです、国の防災基本計画に、この名称が使われておりますので、それに合わせて、県の計画の方も修正させていただくということです。

2つ目の件につきましては、環境省の方からご指摘を受けまして、記載を今回改めさせていただきますということです。緊急時には国の指導のもと、国が定める手順に従って検査を行っていくわけですが、国の指摘を受けて今回修正します。

○井口部会長

よろしいですか。2つ目の変更というのは、規制庁ではなくて環境省から指示があったということなんですか。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

今回ご指摘いただいたのは環境省からです。

○井口部会長

防災だから内閣府からだと思ったんですが、何れにしましても今回の指摘は環境省の方からのご指摘に従って修正を加えたということですね。

他に何か。ご質問、コメント等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご意見が無いようでしたら、事務局からご説明いただきましたこの案につきまして、明日の防災会議で諮っていただくということにいたします。この件は先ほど申しましたように、原子力の災害に特化した内容ですけれども、実際に防災会議の方ではもっと広い観点からの防災計画の案が示されておりますので、ぜひ複合災害ということを前提にして、連携が見えるような形で、原子力を含めてですね、ご紹介いただけるといいかなと思ってございます。

それでは、議題1についてはここまでにいたしまして、議題2の方に移りたいと思います。県の原子力防災対策に関わる取組みについてということで、毎年行われる原子力防災訓練について、事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## <平成28年度岐阜県原子力防災訓練について>

○丹羽危機管理部危機管理政策課原子力防災係主事

私の方から原子力防災訓練についてご説明を申し上げます。資料2をご覧ください。平成28年度岐阜県原子力防災訓練の概要でございますが、今年度の訓練は、平成28年11月27日に実施をいたしました。UPZの揖斐川町をはじめ、昨年度に引き続き多岐にわたる関係機関にご参加をいただきまして、約700人のご参加とご協力をいただいたところでございます。住民参加を伴う本格的な訓練は今回で5回目となりますが、訓練想定としては、昨年度と同様、関西電力美浜発電所において放射性物質漏えい事故が発生し、揖斐川町方面から放射性物質が県内に流入してくるという想定をいたしまして、これに対処する形で訓練を実施したところでございます。

次に、訓練の内容でございますが、今年度の訓練のポイントは主に2つございました。1つ目のポイントは、UPZ外の地域も含めた避難訓練の実施でございます。これまでの訓練では、UPZの揖斐川町坂内川上地区の住民避難を想定した訓練を実施してきましたが、今回は、その想定区域を坂内地域全域に拡げて、図上訓練や実動訓練を実施しました。1ページの(1)災害対策本部運営訓練の①本部員会議運営訓練をご覧ください。まず図上訓練では、県から揖斐川町に対し、坂内地域全域で指針の一時移転基準を超過したとの状況を付与し、揖斐川町長さんをトップとする町災害対策本部において、坂内地域の住民避難に向けた準備・体制をご検討いただきました。そして、その検討結果を、テレビ会議システムを使って、県の災害対策本部へご報告いただきました。また、実動訓練では、坂内地域全域を対象に屋内退避広報訓練や住民避難訓練等を実施しました。2ページの(4)の住民避難訓練をご覧ください。今回は、従来からご参加いただいているUPZの坂内川上地区に加え、坂内地域の他の地区の皆さんにも初めて訓練にご参加いただきました。住

民の皆さんには一時集結所である坂内交流センターにおいて放射線に関する知識等の普及を目的とした啓発講座を受講していただいた後、自家用車、町有バス、自衛隊車両に分乗して、避難退域時検査場所である揖斐川町健康広場まで移動していただきました。

今年度の訓練の2つ目のポイントは、緊急時モニタリング訓練や避難退域時検査訓練の内容の充実でございます。2ページ目の(2)緊急時モニタリング訓練をご覧ください。今回の訓練では、環境試料の飲料水の採取・分析訓練を本県で初めて行いました。放射性物質の放出により、空気中の放射線量が毎時 $0.5\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)を超える数値を計測した地域においては、その地域の飲食物の摂取を制限するか否かを判断するために、飲料水や農産物などの環境試料を採取し、それに含まれる放射性物質の種類や濃度を調べる必要があります。今回の訓練では、実際にUPZ内の川上簡易水道浄水場から飲料水を採取し、県保健環境研究所において、放射性物質の測定、分析を行いました。

次に(5)避難退域時検査及び簡易除染訓練をご覧ください。昨年度に引き続き、揖斐川町健康広場において、国のマニュアルに従いながら、避難住民の汚染の有無を確認するための避難退域時検査を行いました。今回の訓練では、これまでの放射線測定器を使った検査に加え、車両用ゲート型モニタを使った検査を初めて行いました。

以上が今年度実施した原子力防災訓練の概要でございますが、訓練実施後アンケートを行い、訓練参加者からご意見をいただいておりますので、その中から主なものをご紹介します。

まず訓練全体へのご意見として、「防災訓練を重ねるたびに、より実践的になり、実効性が上がってきている。」という意見や、「原子力災害は広域災害であるため、他県との連携に重点を置いた訓練を今後実施すべきではないか。」といった意見がありました。個々の訓練では、避難退域時検査訓練に関しまして、「汚染検査者から簡易除染者へ汚染箇所の情報がうまく伝わらなかった。紙のみでは伝達ミスが生じる可能性があるため、口頭でも伝達したほうがよい。」という意見や、「今回の訓練では少雨のため晴天時と同じ対応で対処できたが、災害時は降雨も予想されるため、降雨の中でも測定や記録が行えるよう備えた方がよい。」といった意見がありました。また、緊急時モニタリング訓練に関しましては、「走行サーベイ実施後の放射線測定器や車両の除染、防護服の取扱いなどについてもマニュアルに明記してもらいたい。」といった意見がありました。その他、改善すべき点も含め様々なご意見をいただいておりますので、今後の訓練に活かしていきたいと考えています。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○井口部会長

はい。ありがとうございました。只今ご説明いただきました今年度の原子力防災訓練につきまして、何かご質問、あるいはご意見等ございませんでしょうか。

○山本委員

2点確認させてください。1点目は今ご説明いただいた資料の2ページ目ですかね、2ページ目の(2)のところ、緊急時モニタリング訓練ということで、今回初めて実際の水とかを採取して、測定をされたということなんですけれども、実際にサンプリングをやってから、結果が出るまでにどれくらい時間がかかったかというのをまず教えていただけますでしょうか。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

今回の訓練では1時間程度でした。

○山本委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、避難退域時検査と簡易除染訓練をされたということなんです、資料3に検査票の書式が載っていて、こういう決められている書式を使って今回の訓練を行われたかどうかというのを教えていただけますか。

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

今回の訓練につきましては、この後説明させていただきますマニュアル案でございますけれども、この案にそった形で訓練を行っておりますので、様式につきましてもマニュアルに記載の様式を用いて訓練の方を実施しております。

○山本委員

はい。ありがとうございます。そういう意味では実際にこういう書式を使ってやられて、何か不都合な点とか改善した方が良さそうな点とかそういう知見というのは得られましたでしょうか。

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

そうですね。今回の訓練につきましては特に不都合等々はございませんでした。

○山本委員

分かりました。こういう防災訓練は非常に手間暇もかかりますが、それだけ実効性も高いものになっていると思いますし、継続してやって頂けると非常によろしいんじゃないかと思います。ありがとうございます。

○八田委員代理

2点ほどご教授頂きたいと思います。消防としてはN（放射性物質）災害における役割は十分理解をしていますが、(5)の訓練で簡易除染と車両除染を実施されていますが、簡

易除染、車両除染の全てを実施されたのか、どの程度実施されたのか。また訓練に常備消防と消防団が参加されておりますが、どのような役割を担われたのか、ご教授頂ければと思います。

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

訓練で行いました除染についてお話させていただきますけれども、マニュアルに従った簡易除染、簡易な除染ということで、サーベイメータで測定した結果、線量が高かった汚染が確認されたところについては、車につきましては基本的には拭き取りによる除染を実施しております。後は、場合によってはタイヤにつきましてはブラシを使って土を落とすといったことも実施しております。人につきましてはまずは服を脱いでいただくと。後はこれも人の場合も拭き取りによる除染になっております。参考に資料3の45ページのところに、除染の方法ということで書いてございまして、簡易除染の方法が書いてございますので、そちらもよろしければご覧になっていただければと思います。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

あともう1点ご質問ありました消防団と消防本部の訓練での役割ということでございますけれども、実際に原子力災害が起こりますと特に消防の方には住民の避難誘導の支援をしていただくこととなります。今回の訓練につきましても、先ほど説明しました避難退域時検査訓練を行った揖斐川町の健康広場で、車や住民の方の誘導などを行っていただきました。

○井口部会長

よろしいでしょうか。

○八田委員代理

ありがとうございました。

○山澤委員

今回、ゲート型モニタを使った検査をやられたということですが、常設というか常備されているということでしょうか。

○三宅危機管理部危機管理政策課原子力防災室長

今の時点ではまだ県の方としては持っていないという状況でございます。今回の検証を踏まえて購入するのか、しないのかという点を検討して参りたいと思っております。

○山澤委員



今回使われた結果について、どういう感触というか、総括をされているのかお聞かせください。

○三宅危機管理部危機管理政策課原子力防災室長

やはり手でやるよりかは時間は短縮できているであろうというところがあります。そういう意見がございますので、前向きに考えて参りたいと思っております。

○井口部会長

他にいかがでしょうか。

それでは私の方から。冒頭に緊急時モニタリングの訓練で今回試料のサンプリングをやられたということですが、実際の採取点というのは事前にいくつか候補点というのは決まっているのでしょうか。そこをちょっと教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松尾環境生活部環境管理課環境安全係長

UPZ内につきましては、浄水場としてあるのが、川上浄水場のみになりまして、そちらの方をまずは調査をするというところがございます。

先ほどの環境試料の採取・分析訓練の時間の件ですが、1時間というふうに申しましたが、測定に1時間、各務原の保健環境研究所に搬入するまでに1.5時間くらいかかりますので、合計で2.5時間くらいかかります。

○井口部会長

分かりました。ありがとうございます。それから当日訓練にご参加いただいた当事者、揖斐川町の高橋様、何かご意見等、あるいは感想とかありましたら、お聞きしたいと思います。

○高橋委員代理

はい。今、県の方からご説明が多々ありましたので、特にはございませんけれども、非常に有意義な訓練であったと思います。と言いますのは先ほども説明ありましたけれども、以前の訓練に加えまして、昨年11月27日ですか、5回目ということで説明にもありましたけれども、UPZの川上地区以外の地域でも訓練をやっていただいたと。住民は以前から関心がありましたので、意見を聞くと、やっぱり訓練はやっていくべきだということで、良かったという意見がたくさんありました。それと先ほども説明がありましたけれども、ゲート型モニタとか、浄水場の水の検査とかそういったものも取り入れて、今後もそういったことを、いろいろ課題はありますけれども、いろいろな課題を見つけながら、訓練をやっていただけるとありがたいなど。訓練地域も範囲を広げていただけるとさらにあ

りがたいかなと。なかなか難しいと思いますけれども、そういったことを思っております。

○井口部会長

はい。ありがとうございます。それでは内閣府の木村様いかがでしょうか。ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

○木村原子力防災専門官

内閣府防災専門官をやっております木村と申します。今年度の訓練につきましては、避難退域時検査及び簡易除染訓練を中心に見させていただきました。毎年工夫を凝らしながら真剣に取り組まれていること、訓練を重ねて準備や手順が着実に習熟してきているというところを実感しております。また、確認できた範囲内ではございますが、ご検討いただきたいような気付き事項というものはなかったと認識しております。もし、原子力災害が発生した場合は、訓練で培って参りました手順や知識を活かしてご対応頂く必要があると考えております。今後とも引き続き訓練に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○井口部会長

では、原子力規制庁の高岡様いかがでしょうか。

○高岡地方放射線モニタリング対策官

原子力規制庁の地方放射線モニタリング対策官をしております高岡と申します。規制庁の方からは今年度の訓練につきましては2名で見させていただきました。1名は本部の方、1名は採水の現場の方で見させていただいております。良好な事例という形では本部としての定められた役割分担とか、順にそって効率的に作業が進められていたなというところがありました。それから、GPSデータの伝送の不良というのが少しあったんですけど、即座にFAXでやり取りをするとか、そういう柔軟な対応をやっていたなというところがございます。

揖斐川町での採水につきましても、当然採水のポイントも決まっておりましたし、あと、町の担当者の方も含めて、誰がどういうふうにするんだというのを決めてやっておられたところも良かったなと思っております。

ここまで訓練をずっとやられているんですけども、少し改善があればなというところは、ちょっとある意味準備が良すぎる場所もあったかなと思えるところがございます。現場の活動と本部の指示のところが前後逆転する場面が何個もあったかなと。それから、採取用の容器ですけれども、今回訓練用ということで先に渡していたようですが、実際に起きたらどうするんだというようなところまで統一して配備などをおかれるのが良いのかなと思ったところがございます。併せて昨年度は国の緊急時モニタリングセンターと

やり取りをしながらやったんですけれども、今年度はまずは県の中という形でやられていたと思いますので、また、国の方との連携を図りつつやらせていただければ更により良くなるのかなと思っているところでございます。以上でございます。

○井口部会長

はい。ありがとうございました。お褒めの言葉が多かったということで良かったと思います。私もこの防災訓練には最初から5年間見せていただいているんですけれども、確かに今ご意見ありましたように、非常に規模が段々拡大しつつあるにも関わらずスムーズに皆さんがやられているということと、やっぱり年を追うごとに測定される、検査される方の手際が非常に良くなっていることは実感しております。ご希望にもありましたように、これからより広域化を図っていく時にやはり情報伝達とか、そういうことについて少し工夫がいるのではないかと。それと今回非常にうまくいっている1つの理由は参加されている住民の方の防災意識が非常に高いのではないかと。段々広域化すると必ずしもそういう意識が高くない方も含まれてきた時に、乱れに対して柔軟な対応ができるような、そういうことを今後防災訓練の中で活かしていただければというふうに思っております。後は冒頭にも言いましたがノウハウの継承ですね。せっかく良い体制とか手順等が確立しているのです、これが世代とか、皆様も異動があると思うんですけれども、そこがうまく引き継がれるような体制をぜひ考えて頂ければと思っております。以上が私の感想でございます。

では、原子力防災訓練に関しまして、他に何かご意見とかコメントございませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

それでは、次の報告事項に移ります。次に今回用意していただいた岐阜県の原子力災害医療マニュアル案について事務局の方からご説明をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

## <岐阜県原子力災害医療マニュアル(案)について>

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

岐阜県庁の医療整備課の鷺見と申します。私の方から岐阜県原子力災害医療マニュアル(案)についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の方は資料3としてご用意させていただいておりますので、ご覧ください。まず本マニュアルにつきましては、もともと福島第一原子力発電所事故の後、2つのマニュアルを作成しております、1つはスクリーニング・除染に関するマニュアル、もう1つは安定ヨウ素剤の取扱いに関するマニュアルと、2つのマニュアルを整備して参りました。平成27年度に国の指針の方が改訂されまして、新たに先ほどから話がありますけれども、避難退域時検査という考え方、手順の方が示されまして、この避難退域時検査について、県のマニュアルの方にも反映していかなければならないということで、マニュアル

の大幅改定の必要がその時に生じたこと等から、それを機にこれまで整備して参りました2本のマニュアル、その内容を1本にまとめると共に、新たに原子力災害医療の県体制についてもマニュアルの中に加えて、1本のマニュアルとして取りまとめたものでございます。今年度の訓練ですとか研修につきましても、このマニュアル（案）に従って行ってきたところでございますけれども、こちらのマニュアルにつきまして、来年度を目途に正式版として策定したいという思いの中で現在作業を行っているところでございます。

それではマニュアルの中身について簡単ではございますが、ご説明の方をさせていただきます。1ページめくっていただきますと、目次がございまして、このマニュアルの内容について大きく、ざっと並んでいるものでございますが、Ⅰ、Ⅱとありまして、Ⅲのところの原子力災害医療体制、こちらがマニュアルで1本にまとめるに当たって新しく付け加えさせていただいたところでございます。その下に原子力災害医療活動ということで、5点ほど並んでおりますけれども、その中に2の安定ヨウ素剤の予防服用ですとか、3の避難退域時検査及び簡易除染、こちらが従来のマニュアルの中でも記述をしているといったものでございます。後半につきましては様式集ということで、訓練でも使用しましたが、様式と後は参考資料ということで実際の手順、実施方法、そういったものをマニュアルの中で書いたというものでございます。

1ページの方を見ていただきまして、Ⅰの策定趣旨でございますけれども、このマニュアルにつきましては、国の指針ですとか県の地域防災計画に基づきまして原子力災害医療を円滑に実施するために必要となります体制ですとか、実施手順、様式、そういったものを定めたマニュアルとなっております。

Ⅱに原子力災害医療の概要とございます。下の図の方に原子力災害医療の基本的な流れがございまして、この場で改めて説明するような内容でもございませぬけれども、原子力災害が発災いたしましたら、まずは国の指示に従いまして屋内退避の方をしまして、必要に応じて、国の指示に基づいて避難をすることになるんですけれども、避難の際に併せて必要に応じて安定ヨウ素剤の配布・服用を行う。その後、避難をしていくわけでございますけれども、避難の途中において避難退域時検査を受けていただきまして、そこで汚染について検査をした上で、避難所又は必要のある方は医療機関の方に行っていただくといったことが、原子力災害医療の基本的な流れとしてここで示してございますけれども、この流れの中で、このマニュアルにつきましては、安定ヨウ素剤の配布・服用の部分、後は避難退域時検査の部分、最後に避難所での医療救護活動ですとか、健康管理の活動といったことについて記載をしております。

1枚捲っていただきますと、原子力災害医療体制ということで下の図の方に体制について示してございます。EALに応じて県の方でも体制をとりますけれども、この下の図は全面緊急事態における災害対策本部の体制についての図となっております。災害対策本部体制を取った際には知事を本部長とした災害対策本部を設置いたしまして、その下に健康福祉部長をトップとした医療救護チームの方を設置いたします。医療救護チームにつきま

しては、右の3ページの方にその内容について書かれてございますけれども、活動場所につきましては、県庁、リーダーは健康福祉部長、副リーダーに健康福祉部次長の方を充てまして、こちらの次長が国の指針に定めがございます「原子力災害医療調整官」を兼務することとなっております。こちらの医療救護チームにつきましては、原子力災害医療活動の企画・立案ですとか、関係機関の調整、そういった業務を行うチームでございます。その下に図の方でも医療救護チームの下にございますけれども、各総合庁舎にございます県事務所を中心に県支部も設置をいたしまして、保健所を中心に保健班を設置いたします。その保健班では各保健所の保健所長が班長ということになっております。原子力災害発生時には、県の災害対策本部及び支部を中心に活動を行いまして、図の方ではいろいろなところに矢印が付いてございますけれども、オフサイトセンターですとか、関係市町村、医療機関ですとか、関係機関、そういったところと連携調整、協力しながら対応に当たることと、マニュアルの方では、その体制を示してございます。1枚捲っていただくと4ページ、これまで、県の本部、支部の体制についてでしたけれども、安定ヨウ素剤の配布場所ですとか避難退域時検査場所、そういった実際に活動を行う現地におきましては、このページにございますような、現地活動班を編成して活動にあたりと定めてございます。1つ目は会場運営班ということで、県や市町村職員で構成いたしまして、各会場の設置運営ですとか、避難者の誘導・受付を実施いたします。安定ヨウ素剤班につきましては、県の支部及び医療機関の中でも医師、薬剤師、看護師等々で構成いたしまして、安定ヨウ素剤の配布の用意を実施いたします。3つ目の汚染検査班につきましては、県支部ですとか、医療関係機関のほうで構成いたしますけれども、主に診療放射線技師の方にご協力をいただきまして、避難退域時検査及び簡易除染といったことを行う班でございます。4つ目といたしまして、医療救護班。こちらは避難退域時検査場所ですとか避難所の方で活動をししまして、主に医療機関、医師、看護師、薬剤師等々で構成されますけれども、避難所等々におきまして、医療活動を行います。こちらにつきましては原子力災害に限った話ではなくて、一般災害と同様な活動となっております。最後に健康管理班ですけれども、避難所の方で主に医師や保健師等によって保健活動を行います。こういった5つ現地活動班について定めてございます。これらの班につきましては、災害の状況に応じて編成する数を決定して、規模に応じて適した数の方で行うということ定めてございます。ここまですが原子力災害医療の体制についてということで、中身になっておりますけれども、次の5ページから実際の活動内容の手順ですとか流れ、そういった事の記載になってございます。5ページにつきましては、本部のチームの活動ということで、先ほども少しありましたけれども、EALに応じまして県の体制の方も警戒体制、警戒本部体制、災害対策本部体制と段階的に体制を組んで活動を実施いたしますけれども、初めの警戒事態における警戒体制につきましては、主に情報収集といった活動の方を行いまして、次の施設敷地緊急事態におきます警戒本部体制につきましては、その後の事態に備えて活動の準備を行っていくと。最後に全面緊急事態におきます災害対策本部体制につきましては、これまで準備してきま

した各活動の統括ですとか関係機関の調整そういった業務の方を行って参りますというように記述になってございます。

次のページからは安定ヨウ素剤の予防服用についてということで、安定ヨウ素剤の予防服用の活動の体制や手順等々を定めてございます。安定ヨウ素剤の予防服用につきましては、避難等の防護措置と組み合わせて実施することとしておりますけれども、岐阜県におきましては避難の際に一時集結所等々に住民の方に集まっていたいただいて、そこで配布服用するということを想定してございます。下の表の方に体制の方が書かれてございますけれども、先ほどの現地活動班のうち、会場運営班と安定ヨウ素剤班を編成して活動にあたるということで定めてございます。

配布手順につきましては8ページをご覧くださいますと、中ほどに配布手順の図の方がございまして、このようなフローに従って避難住民等々に安定ヨウ素剤を配布するという手順も定めてございます。まず、①のところで住民の方、受付をしていただきまして、そこで問診票の方を配布いたします。その後でその図の下にございますテーブルのところに進んでいただきまして、②のところで安定ヨウ素剤の配布に係る説明を医師又は薬剤師の方が説明をします。その説明を聞いていただきまして、住民の方には③のところで問診票の方を記入していただきまして、問診票の記入が終わりましたら、④の問診票の確認のところへ移動していただきまして、こちらでは薬剤師又は看護師の方に問診票の記載内容についてチェックをしていただきます。そのチェック確認の結果、服用について問題がないと判断された方、問診票全ての項目に「いいえ」をチェックしていただいている方につきましては、その⑥の配布ブースに移動していただきまして、その場で安定ヨウ素剤を配布させていただくというような流れになっております。問診票の確認の時にチェックの中で不明な項目ですとか、「はい」にチェックがされている方、そういった方についてはその後の⑤問診のところに行っていただきまして、この場で医師による問診を受けていただくというような流れになっております。安定ヨウ素剤の配布服用につきましては、基本的に被災地域内での活動になってきますので、配布服用については迅速に作業の方を行って避難する必要がございます。本来であれば医師の方が一人一人住民の方を問診して服用の可否を判断するのが本当は望ましいですけれども、時間的な制約があることから問診票を記入していただきまして、その問診票に従って、まずは薬剤師、もしくは看護師の方がチェックをして、そのチェックを行った上で確認の必要がある方のみ医師の問診を受けていただくというような流れになってございます。10ページを見ていただきますと、配布の流れと役割分担ということで、図のフローということになってございます。県の安定ヨウ素剤の備蓄状況につきましては、10ページの下の方に記してございますけれども、全部で56.4万人分を岐阜保健所、西濃保健所、西濃保健所揖斐センター、後はこの防災交流センターに備蓄をしているという状況でございます。

安定ヨウ素剤の配布服用の手順等々につきましては以上となりまして、次の11ページの真ん中からは避難退域時検査及び簡易除染の手順等々の内容となっております。避難

退域時検査の概要につきましては、次のページの図4の検査手順でございます。こちらが国のマニュアルの抜粋になりますけれども、この手順に従って検査を行うものでございます。車両を利用して避難する住民の検査につきましては、まずは乗員の検査の代用として車両の検査を行いまして、その結果車両が基準値以下でない場合、基準値を超えている場合には、乗員の方の汚染が疑われるということで、乗員の方のまずは代表者の検査を実施いたしまして、この代表者の方の基準値を超えているという場合には、乗員の全員に対して検査を行うという流れの方で検査を行うものでございます。体制については12ページ下でございますけれども、会場運営班と汚染検査班を編成して、検査の方を行いますが、基本的には県が行う避難退域時検査について市町村や医療機関に協力していただいて実施するというような体制でございます。避難退域時検査の場所につきましては、こちらは国のマニュアルの方に記されてございますけれども、UPZの境界周辺から避難所までの経路上に検査場所を設置して、検査を行うとされております。手順につきましては、車両の検査に対する手順と住民の検査に対する手順と2つに分かれますけれども、まずは車両につきましては14ページの方に配置例ということでフローが示してございます。①のところで、入ってきた車両につきましては、まずは車両指定箇所検査の方に入っていただきまして、こちらの方でタイヤ・ワイパーの部分の検査をいたします。そこで検査の結果汚染が疑われる場合につきましては、②の車両の確認検査の方へ移って頂きまして、今度は、全体をきっちり検査をさせていただきます。確認検査の結果、基準値以下でございましたら、汚染がないということで、③の方の書面交付の方に移って頂きまして、通過証を交付した上で避難所の方へ移動していただくというような流れになります。確認検査の結果、基準値を超えてしまったような場合につきましては、車両につきましては簡易除染の方を行いまして、住民につきましては屋内の方に入って頂きまして、住民検査に移って頂くというような流れでございます。

次の住民検査につきましては16ページ同じように配置例としてフローが書かれてございますけれども、車両検査の結果汚染があった住民につきましては、①のところで受付をしていただきまして、その以下の流れは車両とほぼ同じになりますけれども、住民指定箇所検査の所でまずは頭、顔、手指、手のひら、靴底、こういった指定の箇所について検査をしていただきまして、そこで、汚染が疑われる場合につきましては、③の確認検査に移っていただきまして、全身を隈なく検査をしていただくと。確認検査の結果、基準値以下でございましたら、汚染なしということで書面交付の方に移っていただきまして、通過証を受け取って頂いて避難所に入っていただくと。その場合、同じ車両の同乗者につきましても汚染がないということで判断できますので、同乗者の方に同じように書面の交付を受けていただいて、避難所の方へ移っていただくという流れになります。代表者の方が確認検査の結果基準を超える場合につきましては、まずはその場で簡易除染を受けていただきまして、再度検査をして除染できていれば書面交付を行って避難所に入っていただくと。その場合、同乗者の方も汚染が疑われますので、同じよう同乗者の方に指定箇所検査から

検査していただくというような流れになります。簡易除染でも除染できなければ、医療機関に搬送という流れになって参ります。この流れにつきましては今年度の訓練でも確認したところでございます。避難退域時検査については以上となります。

18ページをご覧くださいますと、その次の項目として医療救護及び健康管理という項目がございますけれども、こちらにつきましては県または市町村が派遣を要請して、派遣していただいた医療救護班ですとか健康管理班が避難所等々で活動していただくというような内容になってございます。避難所の方で汚染の無い傷病者の方々へ医療救護活動ですとか保健活動を実施していただくということで、内容としては一般災害と変わらないような内容となっております。

次のページの19ページ中ごろ搬送の項目でございます。こちらの記述といたしましては、医療救護活動の中で医療機関への搬送が必要な方が発生した場合につきましては、県本部及び支部が医療機関ですとか消防本部といったところと調整して搬送手段の手配を行いまして医療機関の方へ搬送を行うというような流れになってございます。20ページを見ていただきますと中ごろ防護措置等とございますけれども、搬送の際には汚染のある傷病者につきましては、汚染が周りに拡大しないようにここに記述があるような必要な措置をした上で搬送をするというような内容になってございます。

次の21ページ以降につきましては、様式ですとか資料になりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

マニュアルの中身につきましては以上となります。こちらのマニュアルにつきましては、今後関係機関に意見照会を行いまして、意見をいただくと共に今年度実施したような原子力防災訓練等々そういった訓練の結果を踏まえながら必要な修正を今後加えていきまして、平成29年度に改めて正式版として作成したいということで考えており、現在作業中のところでございます。私からの説明は以上でございます。

○井口部会長

はい、ありがとうございます。

医療マニュアルについては現在進行形ですけれども、只今ご説明された内容につきまして、ご質問とかコメントございませんでしょうか。

○山本委員

こういうマニュアルを準備するのはなかなか大変なことだと思いますけれども、これには元々何かベースになるものがあって、それを改変とか変えられてこういう形にされたものでしょうか。

○鷲見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

基本的には国が示しております解説書と呼ばれるものですね、作業手順ですとかそうい



ったものをベースに作成をしております。

○山本委員

分かりました。内容についてはまた詳細に拝見いたしますけれども、一つ気づいた点としては目次が若干簡素すぎて実際使う時、どこを見れば良いかというのが若干分かりにくい気がします。例えば、資料1-1の防災計画を見ますと、だいたいページ数は同じなんですけれども、目次が5ページ分ありますかね。なので、医療マニュアルの方ももう少し目次を細かい節まで示した方が使いやすいものになるかなと思います。以上です。

○井口部会長

はい、よろしいでしょうか。目次の詳細化についてはよろしく願いいたします。他にご質問。

○山澤委員

私はよくできているなと思います。ちょっと質問ですけれども、まずヨウ素剤を配布するのは国の指示によって行うわけですけれども、そのタイミング、あるいはそのどういう場面になるかということについてまずお聞きしたいです。

避難指示が出た場合、避難に伴ってヨウ素剤を投与するということでしょうか。

○棚橋危機管理部危機管理政策課原子力防災係長

今の指針では、避難に併せて、必要に応じて国から服用指示が出ることになっています。

○山澤委員

分かりました。ざっと見た時にこの文面を見ていたのですけれども、配布というところまで書いてあってですね、子供についてはそこで服用させると書いてあって、子供じゃない者については配布までになっていて服用の指示はその場で「今、飲んでください。」ということののでしょうか。

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

おっしゃるとおりです。直ぐその場で飲んでいただいて、避難に移っていただくということです。

○山澤委員

それが明白に分かるような運用のされ方をすることですね。それなら結構です。あとちょっと細かいですけれども、8ページの図を見て先ほどの説明を聞いて少し私、混乱したのですけれども、受付と配布の位置が左右逆の方が分かりやすいかと思います。受付

はどこなんだと最初見て分からなかったの。この辺ちょっと工夫していただければ良いかなと思います。それから、また細かい点なんですけれども、27ページの様式5がありましてですね、これ個人被ばく線量計の集計表ですけれども、各欄、線量表示のマイクロシーベルト、ミリシーベルトどちらかに丸をつけなさいという格好ですけれども、これって少し混乱を招く恐れはないでしょうか。どちらか、例えばマイクロシーベルトに統一してしまって、ミリの単位であれば1,000を超えるような数値を書いてももらった方がむしろかすると混乱はない可能性がありますので、検討いただければと思います。

○鷺見健康福祉部医療整備課医療整備係主任

ありがとうございます。

○井口部会長

はい、他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは私の方から。今回の想定規模としては、ヨウ素剤については56万人分の備蓄があると。このマニュアルでは、チームの構成とかははっきりしているんですけれども、実際のご担当者のマンパワーと、ヨウ素剤の備蓄量のバランスは取れているというふうに考えてよろしいのでしょうか。まだマンパワーが足りないとか、今後マンパワーを増やさないといけないとか、そういうことについて、今どういう状況か教えていただけますでしょうか。

○山内健康福祉部薬務水道課薬事麻薬係長

配布する時には、薬剤師なり看護師が必要となりますので、薬剤師会等の協力を得て、配布することになるかと思います。

○井口部会長

要するにマニュアル通り人員体制を組んだ時に現在のヨウ素剤については、十分適切に対応できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。それを確認したかっただけなんですけれど。今回非常に明確に体制について記述されたということで、どれくらいのチームで、いくついるかというものが、既に想定されているというふうに思ったんですけれども、その想定されているチームの規模と実際に備蓄されているヨウ素剤の量というものが、ちゃんと対応しているものか確認したかっただけなんですけれども。

○山内健康福祉部薬務水道課薬事麻薬係長

未だ検討しているところです。

○井口部会長

分かりました。ありがとうございます。

それから、もう1点ですね、原子力災害医療マニュアルということで、ご担当者という  
と医療資格が要るように思えてしまうんですが、途中の避難退域時検査とか簡易除染につ  
いては必ずしも医療資格が無くても対応できるんじゃないかと思うんですね。若干一緒に  
書いてしまっているの、そういう作業は医療資格が無いといけないというように捉えら  
れないかと思ひまして、その辺をうまく書き分けるというか、人員配置をする時に少し配  
慮された方が効率的ではないかというふうに思ひました。

それから、もう1点は、既に5年間の原子力防災訓練の中でヨウ素剤の配布の訓練もや  
っておられたと思うんですけども、今回作成されたマニュアルの中に書いてあることを  
防災訓練の中でやっていらっしゃるということによろしいですか。そういう実際の経験が  
この中に反映されているということですね。ありがとうございます。

はい。他に何か原子力災害医療マニュアルにつきまして、ご意見とかご質問ございませ  
んでしょうか。

○山本委員

細かいことなんですけれど、41ページ目を拝見いたしますと、車両の確認検査があつ  
て、測定レンジが10kcpmになつてゐるんですが、⑥を見ますと、測定値が40kcp  
mまで読まないといけなくて、多分測定レンジが100kじゃないと読めないような気が  
しますので、後でご確認をお願いします。

○井口部会長

よろしくお願ひします。他に何かお気づきの点等ございませぬでしょうか。

○山澤委員

先ほどゲートモニタが有効であるとお説明いただきましたけれども、この中でゲートモ  
ニタを位置づけるとすると、最初の第一段階目のチェックのところではゲートモニタを使う  
という位置づけなんでしょうか。

○浦崎健康福祉部医療整備課医療整備係長

そうです。

○山澤委員

分かりました。

○井口部会長

よろしいでしょうか。それではこのマニュアルが来年度確定するというので、その後

また防災訓練等でこれを活かした実際の行動パターン等の検証も行うということなんですね。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい。ありがとうございます。これで本日のご予定の議題についてはすべて終了したと思ひますが、全体を通して何かご意見等ございませんでしょうか。

今年の防災訓練でご説明がありましたけれども、当日雨が降ったんですね、実際には降雨とかという気象条件等も加味したような訓練とか、降雨でも問題がないような対応をしなければいけないとご発言があったんですけども、揖斐川町というのが気象条件で言うところと他の地域と違って、雪が降ったり、大雨が降ったりと、少し変わった気象条件ということで、そういうことを配慮したような訓練を、念頭においたような準備をされるというのが重要じゃないかというふうに思ひましたので、よろしくお願ひいたします。

他に何かご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の議事録につきましては、事務局の方で整理をして皆様にご確認いただきたいと思ひます。それから、次回の専門部会の開催につきましては、事務局と相談しながら考えさせていただきたいと思ひます。事務局に置かれましては、まだ原子力行政については国とか事業者の方の動きが必ずしも不透明感があるところですけども、今後も情報収集していただきまして、こういう専門部会で我々も含めて情報を流していただきたいというふうに思ひますのでよろしくお願ひいたします。

では、特に皆様の方からご意見がないようでしたら、進行について事務局の方にお返ししたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### ○三宅危機管理部危機管理政策課原子力防災室長

はい、ありがとうございます。特に医療マニュアルの方ですね、限られた時間でしたので、もしお持ち帰りいただきまして、何かご指摘とかご意見等あれば事務局の方にいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、平成28年度第2回原子力専門部会を終了いたします。長時間熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。